

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

こども家庭庁設置法の施行及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 第15条第1項第2号関係

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、改正を行うものである。

イ 第15条第1項第4号、第44条関係

こども家庭庁設置法の施行により、厚生労働省令で定める保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたことに伴い、改正を行うものである。

(2) 白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 第1条関係

条文中の誤字の修正を行うものである。

イ 第26条関係

こども家庭庁設置法の施行により、厚生労働省令で定める保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたことに伴い、改正を行うものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。